

AgriTimes

あぐりタイムズ vol. 57

2010 / 4 月号



税金と資産運用のプロとして 清田会計グループはお客様満足度No.1を目指します

今月の掲載内容

- ・ 相続税税務調査の実態と事前対策 1p～
- ・ 生命共済による相続税の節税 5p～
- ・ 今月のトピック「増販増客シリーズ第18弾」 7p～
- ・ お客様からのお言葉欄、無料相談会、税務カレンダー 9p～
- ・ 職員紹介「春に向けて」 10p

当事務所ホームページも是非ご覧下さい！

税金や経営に役立つお得な情報満載のブログ、メールマガジン好評配信中！

ランドマーク税理士法人

検索



<http://www.zeirisi.co.jp>

ランドマーク税理士法人

あなたの家の相続相談センター
相続フラサ

TKC

Jmmo 日本マーケティング・マネジメント研究機構・増販情報センター
JMMO Marketing Information Center
Japan Marketing & Management research Organization Marketing Information Center

相続税税務調査の実態と事前対策



先日相続税の申告が終了し、ほっとしています。しかし、その申告について調査がくることもあるとききました。調査ではどのようなことを行い、何を聞かれるのでしょうか？



相続税の申告書を提出して一番心配なのは税務調査です。税務調査が来るのは「4件に1件の割合」と言われていますが、財産、特に多くの預貯金が頻繁に動いている場合や、争いがあったときは調査の対象として選定される場合が多いようです。

調査の時期は申告書を提出してから最初の8～12月にくる可能性が一番高く、次に2年目の8～12月、3年目の8～12月に来なければ税務調査は来ない可能性が高いといわれています。

以下相続税の税務調査について簡単に説明します。



1. 税務調査とは

税務調査には任意調査と強制調査とがあり、**任意調査に法的な拘束力はなく、現状調査や帳簿の調査が行われます。**一方、強制調査には法的な拘束力があり、臨検、捜査、差し押さえ等がなされます。税務調査のほとんどは、前者の任意調査です。

調査の手順としては、**最初に税務署から納税者（又は税理士）に電話がきます。**一般的に調査場所は、被相続人の自宅を指定されます。また指定された日時の都合が悪いときは、都合のよい日時を伝え日程の調整をします。

なお調査の対象となる年度や、当日必要な書類について事前に確認しておく**と良いでしょう。**

税務調査の結果特に問題がない場合には、税務署から納税者または調査に立ち会った税理士に対し、調査終了の通知がきます。問題箇所が見つかった場合には修正申告を行うこととなりますが、その場合には延滞税や過少申告加算税、あるいは重加算税がかかります。



2. 相続税の税務調査の流れ

税務調査の流れは、所轄の税務署から申告書の作成税理士に税務調査に入りたい旨の連絡があり、相続人との日程の調整が行われます。当日は朝10時から調査が始まり午後5時位までかかりますが、午前中に終了ということもあります。調査は2名の税務署職員が相続人の家に訪れ、午前中は聞き取り調査、午後は通帳・権利書等重要書類の確認を行います。

また税務署職員は世間話をしながらも、被相続人やご家族の暮らしぶりなどを探り、調査に必要な情報を収集していきます。

なお相続税の税務調査で質問される項目はおおむね決まっています。

午前中の聞き取り調査ではまず、**被相続人の仕事、趣味、性格、入院歴、病気の状況、亡くなる前の意思があったかどうか。財産（主に預貯金）の管理者は誰だったのか。医療費はどこから出していたか。生活費はどのように捻出していたか。**以上の質問により「**亡くなった方の財産が生前の収入に対して適正な額か**」「**贈与税の申告もなく家族の名義になった財産はないか**」が確認されます。

午後の現地調査では、**被相続人が生前に財産（預金通帳、権利書等）を保管していた場所の確認**をします。二次相続の場合には**一次相続で名義の書き換えをしているかどうか**（一次相続の時にその配偶者が相続したものが漏れていないかどうかの確認）を前の相続税申告書と突き合わせ（特に預貯金）をします。

被相続人からの贈与についての確認（金額、時期、申告の有無）や**贈与後の通帳・証書の保管者、手持ち現金の状況の確認**をします。また家に保管してある全ての印鑑の印影をとったり（各印鑑の使用方法の確認）、**預金通帳について家族全員分の金融機関・番号・残高・取引内容の確認**をします。

その他**土地の測量図**が家に残っていないか（*縄延びがないか）の確認をします。また現地を見に行くこともあります。

*縄延びとは、登記簿上の土地面積より実測面積が大きいことをいいます。



3. 税務調査で注目される預貯金の流れ

相続税の税務調査で一番問題になるのは現金預金の取引内容です。特に名義預金の関係は詳しく調べられます。名義預金というのは、亡くなった方の預貯金が贈与の手続きを経ずに他の家族の名義になっているものです。

税理士も申告書作成時には被相続人の過去何年間かの預貯金の流れを確認します。特に大きい出金に関してはどこへいったのか、亡くなった日現在でほかの家族の名義になっていないか等をよく調べます。税務署に相続税の申告書が提出されると、税務署の担当が関係のありそうな全ての金融機関に相続が発生した日現在の被相続人、相続人、家族の預貯金の残高と過去何年間かの預貯金の取引明細の問い合わせをします。

また、郵便局の貯金については税務署では調べられないという噂もありますが、その点はどうでしょうか。郵便局はコンピューター管理が進んでいるので地域のセンターに問い合わせると最新の正確なデータが早めに出てきます。税務調査で郵便局の貯金の申告漏れが見つかり「脱税しようとした」という見解がとられ、重加算税の対象にしようとする調査官が多いようです。

4. おわりに



税務調査を終えて後日、税務署・納税者・税理士との間で問題点の調整後、税金を納める場合には修正申告書を提出します。また、戻る部分があれば更正の請求・嘆願の請求を提出することになります。

税務調査は現預金の流れが最重要ポイントです。被相続人の生前の入出金についてしっかり把握し、贈与の申告等の漏れがないか再度確認してみることが大切です。



相続税の調査の質問事項

内 容	ポ イ ント	調 査 官 の 意 図
本人の前歴 職歴	収入、概況	本人の収入と財産をどのくらい残したか 退職金かどうか
相続人の職歴 // 実家の状況 // 家族の職歴	収入、財産（持参金） // // ※名義預金、名義株	相続人（配偶者、子供）の預金 が本当に本人のものかどうか、収 入の裏付けのある預金かどうか
本人の趣味	ゴルフ会員権 お金の使い方	本人の生活ぶり、派手か地味か ゴルフ会員権の有無
公 職	社会的地位	退職金かどうか
亡くなった時の状況	病気、病院 医療費の支払い 死亡時前後の現金状況	死亡前のお金の使い方 特に預金の引き出しの使い道
遺言書の有無	確 認	隠し財産のことが書いてあるか
預金の管理	名義預金 お金の管理	誰がお金を管理しているか 名義預金の確認
手帳の有無	記 録	隠し財産の所在
ノート（日記）	確認しておく	取引銀行、証券会社
香典帳、電話帳		
権利書、通帳の確認	書庫、金庫（現場確認）	重要書類の置き場所、申告され てない財産の資料を見つけたい
有価証券の所在	預り証、証券会社	同 上
生活費	出入りは誰が管理し ている のか 月の生活費	名義預金、財産の把握を誰がし ているか
銀行の担当者		銀行取引先から詳しい事情
貸金庫	現 場 確 認	貸金庫は必ずチェックされる 貸金庫の使用料は通常、預金から 引き落とされている

「生命共済による相続税の節税」



将来私が死亡した場合、家族は相続税の申告をすることになると思われるのですが、生命共済をうまく活用すると、相続税の節税効果があると聞きました。どう活用すれば、どのような効果が得られるのか、具体的に教えてください。



①生命共済には非課税枠が用意されていて、相続税を軽減することができます。②受け取った共済金を納税に充てることができます。③相続財産を分割しやすくなります。

解説

1. 生命共済と相続税

生命共済は本来の相続財産（民法上の財産）ではないのですが、相続税法上、課税の公平を図るといふ観点から相続財産と擬制して相続税の課税財産を構成する「みなし相続財産」とされ、相続税が課税される場合があります。具体的には下記のような形態で共済金をかけていた場合に相続税が課されることとなります。

掛金負担者	被共済者	受取人	税金の種類
父	父	子	相続税

こういった形態をとっていた場合、被共済者である父の死亡時に子が受け取る受取共済金という経済的利益は、被相続人の共済掛金の払込にその原因を發するものであり、現実的に見てその経済的効果は本来の相続財産の取得と性質を異にするものではありません。そのため相続財産とみなして相続税が課税されるのです。

① 生命共済の非課税枠

このように、受け取った受取共済金に相続税がかかる場合があることはお分かりいただけたと思います。しかし、確かに受取共済金は相続税法上相続財産とみなされることがあるのですが、非課税とされる部分があります。生命共済は、相続税の計算上、「500万円×法定相続人の数」で計算された金額について非課税となります。例えば法定相続人が4人の場合には、2,000万円(=500万円×4人)まで非課税で共済金を受け取ることができます。預貯金で2,000万円残していた場合には2,000万円すべてに相続税がかかることとなりますが、受取共済金になれば、同じ2,000万円でも税負担はありません。

② 受け取った生命共済を納税資金とする

相続が発生し、多額の相続税がでて、相続財産が不動産ばかりで現金が少ない場合には、不動産を売却して納税資金に充てることになってしまいます。しかし、被相続人が生命共済に加入し、受取人を相続人にしておけば受取共済金を受け取ることができますので、納税のための不動産の売却や物納等を避けることができます。

③ 相続財産を分割しやすくなる

生命共済金は現金で支払われるため、相続人が複数いる場合に分割しやすいというメリットがあります。もし、相続財産が不動産だけといったケースで、兄弟間で平等に財産を分けようとしても、分

けられずにトラブルが起きてしまうことも少なくありません。このように生命共済は“争族”対策として有効に活用することもできるのです。

2. 生命共済にかかるその他の税金

生命共済はその内容によって相続税以外の税金がかかることもあります。具体的には被共済者、共済金受取人が同一であっても、掛金の負担者が誰であるかによって下の図のような税金が課せられます。

	掛金負担者	被共済者	受取人	税金の種類
①	父	父	子	相続税
②	子	父	子	所得税・住民税
③	母	父	子	贈与税

②、③についても課税の考え方は①の相続税が課税される場合と同様で、共済金を受け取った人は共済金という経済的利益を共済掛金を支払った人から受けたと考えます。そのため上記のような税金が課されることとなるのです。一般的に③の形態が一番税金を多く取られるパターンですのでこの形は避けたほうが良いでしょう。

3. 生命共済の具体的な活用方法とその効果

相続対策として共済を利用するならば、一生涯の保障があり、解約した場合にも解約返戻金がある「終身共済」を利用するのが良いでしょう。この「終身共済」を利用した場合の節税効果について具体例を用いてみていきましょう。

〈父(被相続人)が被共済者のケース〉

(イ) 契約形態…契約者(共済掛金負担者):父 被共済者:父 受取人:子(相続人)
かかる税金…相続税

法定相続人が多い場合に有効な掛け方です。その数が多ければ多いほど非課税の枠が広がるからです。父が契約者となり、共済掛金を負担して相続人を受取人とし、非課税枠を最大限利用します。

(ロ) 契約形態…契約者(共済掛金負担者):子 被共済者:父 受取人:子(相続人)
かかる税金…所得税

父が子に毎年共済掛金を贈与します。そして子が自らを受取人として契約者となり、共済掛金を払い込みます。こうすれば、毎年父が子に現金を贈与することで相続財産が減少しますし、受取共済金は子の一時所得となり、下に参照した算式によって求められる一時所得が他の所得と合算して課税されるので、税金が軽減されます。

$$\text{(受取共済掛金 - 払込共済掛金 - 50万円)} \div 2 = \text{一時所得特別控除}$$

※この形態をとる場合、次のようなことに気を付けてください。

1. 贈与の事実が確認できるようにし、贈与税の問題(基礎控除110万円・連年贈与等)をクリアしておく。2. 共済掛金は子の口座から支払う。3. 父の確定申告の際、この契約による生命保険料控除を適用しない。上記したのはあくまで一例ですが、生命共済をうまく活用すれば相続税対策ができるということがお分かり頂けたと思います。ただし、人によって状況は異なりますのでどういった共済プラン、節税対策が最も有効かについては農協の共済担当者や専門家に一度相談してみることをおすすめします。



今月のピックアップ 「増販増客シリーズ 第18弾」

今月はココに注目！「法人営業：緻密な CTPT 設計で受注増の巻」

厳しい時代の続く制作会社、「3K」で実践で受注獲得！

制作会社は年々厳しい状況に追い込まれています。企業の予算削減で1番に削減されるのは広告宣伝費・ツール制作費です。パソコンやグラフィックソフトの普及により、ツール制作が簡単にできるようになったこともあり、制作会社の業務が年々縮小されています。経済産業省の調べでは平成10年から15年でデザイン業界の総売上高は実に30%も下がっており、さらに事業所数は20%減、従業員数は28%減と厳しい状況が続いています。そんな厳しい業界で設立3年目となる弊社の問題点は一般の制作会社と同様な問題を抱えています。

主に、1. 商品が見えない 2. 営業機能がない 3. プロセスがないことです。

まず、商品・サービスが解り難いと、これは値段が時価で決まるような恐い寿司屋状態であり、集客チャンスを自ら逃しています。そして代理店依存型に多いのですが、営業マンが不在であるため、営業力がない。さらにツール単体だけの提供で、企業の本来の目的である売上増までのプロセスや集客増のプロセスがまったくないのです！

そこでお客様にとってより価値ある制作会社を目指すため、CTPT を徹底して見直しました。

C…売上増をデザイン！増販増客を実現にするツール制作サービス

制作サービスをパッケージ制作とオリジナル制作に分類

T…売上増に悩む既存客・見込み客

PT…3K を実践

継続発信…毎月1回定期的なメルマガ、DM、ブログの配信

高質接触…増販増客ゼミや各種セミナーを開催

個別対応…営業プロセスからのツール制作提案

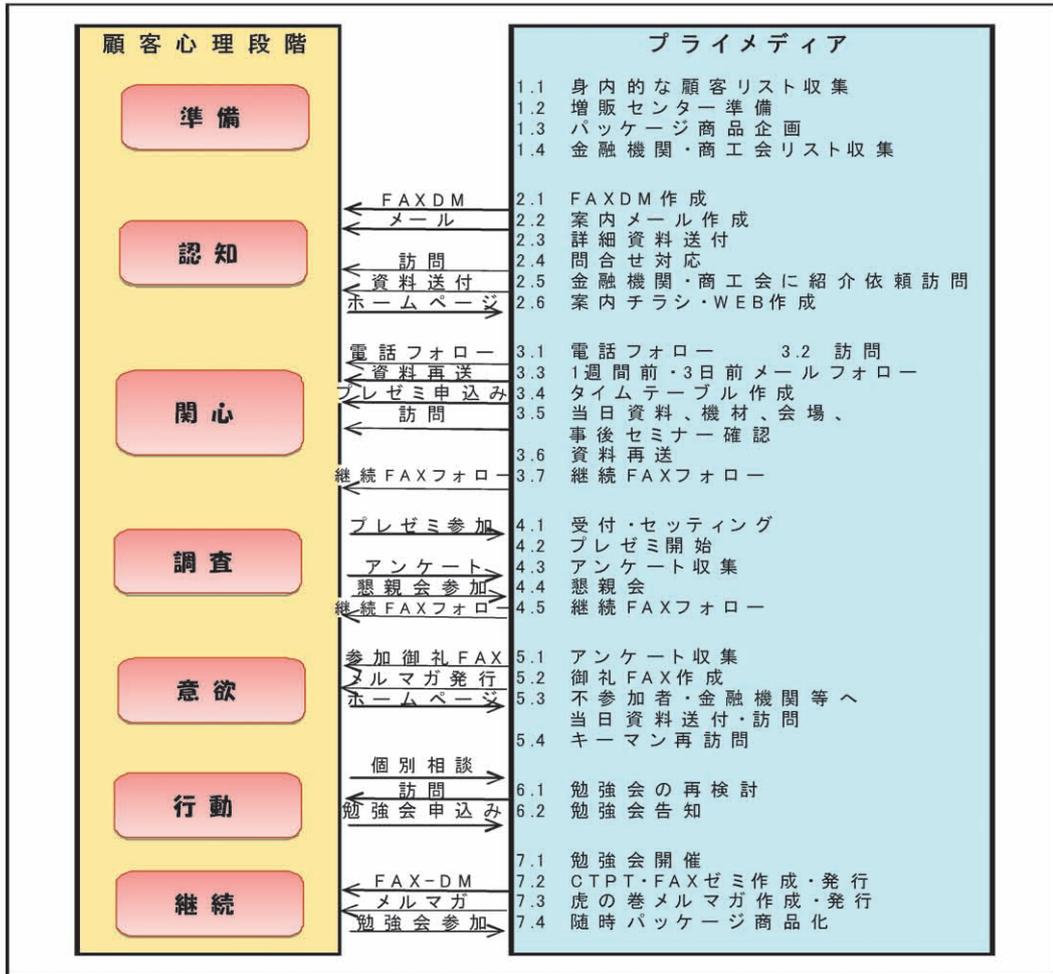
PT 設計のポイントとしては、まず DM は打ちっぱなしではなくプラス電話で反応率アップを図ること。ブログシステムを活用し、ホームページを定期更新。継続的なメルマガ配信。個別メールの徹底サポート。さらに自社の増販増客カレンダーによる売れる仕組みづくりを目指しました。

設立3年目の重要な時期に、今回の企画を通して「株式会社プライメディア」は大きな大きな1歩を踏み出したと言えます。ただ、この方向転換には苦しい犠牲もありました。右腕とも言うべき人材の退職を皮切りに、立て続けの離職です。アーティスト思考の強いデザイン業界では“お金よりも好きなものを作る”考えを持つクリエイターがまだまだ多く、今回の方向転換は致命的なモチベーション低下を招くこととなってしまったようです。ただ、制作業界全体を見ても、今までの価格・品質勝負では生き残れなくなっているのは明らかです！

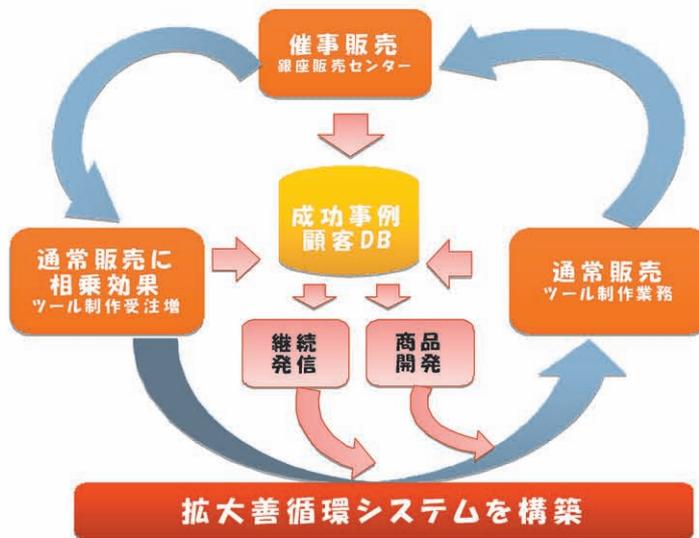
ですから「プライメディア」としても今まで以上の努力が必要であり、「高品質・高価格」だけの勝負ではなく、「売上増を支援するデザイン会社」として、結果の見えるお付き合いをしなければならないと考えています。

この企画の結果、開始3ヵ月で合計400万円の受注を達成しました。これはまだまだ少ない売上高ですが、今後さらに精度を高め、計算づくで売上を伸ばす営業機能を持つ会社として成長していきます。

～ツール作成受注増をテーマとした増販センター開設のプロセス～



～「プライメディア」の「3K」～



【増販増客事例集 ver.4 事例:株式会社プライメディア 代表取締役 高橋 伸悟】

うちも増販増客したい!という方は、当事務所はまっこ増販センターまでお気軽にお声掛け下さい!

《お客様からのお言葉欄》



「相続の申告を終えて」

質が高い税理士事務所だと思いました。私が煩雑な資料を提供したにも関わらず、正確に、確実に申告書を作成していただき感謝しています。知人に税理士事務所を探している人がいたら紹介したいと思います。電話対応等も、とても丁寧で良かったです。

N 様より



「相続の申告を終えて」

相続の件で、無知な私にも懇切丁寧にご指導いただき、また、同じことを何回も質問してもいやな顔一つせず回答をいただきありがとうございました。今後も、確定申告等でお世話になりますので、よろしくご指導願います。

S 様より

納税スケジュール

< 4・5月 >

税目	期間	納期限
固定資産税	1期分	4/30(金)
自動車税		5/31(月)
軽自動車税		5/31(月)(*)

*横浜市、川崎市(地域によって異なります)



このようなことでお悩みではありませんか？

- ✓ 相続の対策をはじめたいが、何をしてもよくわからない…
- ✓ 相続の際に親族間で争いにならないか心配だ…
- ✓ アパートのオーナーだが、立ち退き問題等で困っている…
- ✓ 家賃を滞納されて困っている… など

無料相談会
のお知らせ

毎月第2・3木曜日に 顧問弁護士、顧問司法書士による「無料相談会」を実施しています。お気軽にご相談ください！



《3・4月の日程》 ※いずれも時間は午前10時～12時まで

- ◇顧問弁護士へのご相談は……3月11日(木)、4月8日(木)
- ◇顧問司法書士へのご相談は…3月18日(木)、4月15日(木)

電話：045-929-1527 FAX：045-929-1528



タワー事務所



最寄り駅

タワー事務所

桜木町駅 (JR・市営地下鉄) 徒歩5分
みなとみらい駅 (みなとみらい線) 徒歩3分

横浜緑事務所

中山駅 (JR・市営地下鉄) 徒歩12分

川崎黒川事務所

黒川駅 (小田急多摩線) 徒歩5分
若葉台駅 (京王線) 徒歩10分

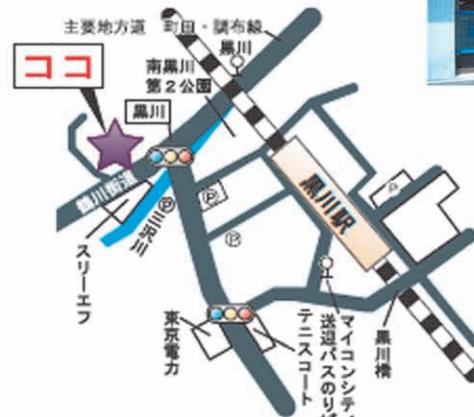
行政書士法人中山事務所 (相続プラザ)

中山駅 (JR・市営地下鉄) 徒歩5分

行政書士法人中山事務所

横浜緑事務所

川崎黒川事務所



発行

清田会計グループ 広報委員会

株式会社清田会計事務所
ランドマーク税理士法人
ランドマーク行政書士法人
株式会社ジョブセンター横浜
はまっこ増販センター

E-mail seita-yukihiro@tkcnf.or.jp

[相続税] <http://www.zeirisi.co.jp> [法人税] <http://www.landmark-tax.com>

タワー事務所	〒220-8137 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー37階 TEL/045-263-9730 FAX/045-263-9731
横浜緑事務所	〒226-0014 横浜市緑区台村町644番地 TEL/045-929-1527 FAX/045-929-1528
川崎黒川事務所	〒215-0035 川崎市麻生区黒川24番地 TEL/044-281-3003 FAX/044-281-3004
行政書士法人中山事務所 (相続プラザ)	〒226-0011 横浜市緑区中山町83番地 TEL/045-350-5605 FAX/045-350-5606